

二十 第45条《低開発地域等における工業用機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>45 - 1同条第3項、第8項、第10項、第12項若しくは第13項..... </p> <p>(廃止)</p>	<p>(生産等設備の範囲)</p> <p>45 - 1同条第3項、第8項、第11項、第13項、第16項、第17項、第19項若しくは第20項.....</p> <p>(他の特別償却等との関係)</p> <p>45 - 2 措置法第45条第1項に規定する工業用機械等には、同項の表の各号の第3欄に掲げる減価償却資産であっても、当該事業年度において措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の12第1項、第43条から第44条の10まで、第45条の2から第46条の3まで、第47条第2項及び第48条又はこれらの規定に係る第52条の3第1項の規定(以下45 - 2において「他の特別償却等」という。)の適用を受けるものは含まれないことに留意する。</p> <p>(注) 措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,500万円(措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円、同表の第3号の第1欄、同表の第4号の第1欄及び同表の第5号の第1欄に掲げる地区又は地域(措置法令第28条の14第5項に規定する区域を除く。)において事業の用に供す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>45 - 2</p> <p>(一の生産等設備の取得価額基準の判定)</p> <p>45 - 2 の 2 措置法令第28条の14第2項に規定する一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が同項に規定する 2,500万円又は 1,000万円若しくは 2,300万円を超えるかどうかについては、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定(措置法第45条以外の特別償却等の規定又はこれらの規定に係る措置法第52条の3の規定をいう。以下同じ。)の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45 - 3 措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が同項に規定する 2,500万円又は 1,000万円若しくは 2,300万円を超えるかどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</p>	<p><u>る設備については 2,300万円)を超えるかどうかの判定は、当該減価償却資産のうち他の特別償却等の適用を受けるものの取得価額を含めたところによる。</u></p> <p>(適用対象地域が重複する場合の選択適用)</p> <p>45 - 2 の 2</p> <p>(新 設)</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45 - 3 措置法令第28条の14第2項の一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、同項の取得価額の合計額が 2,500万円(措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第11号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については 1,000万円、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>45 - 6</p> <p>措置法令第28条の14第4項、第11項及び第12項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(特別償却の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>45 - 8 措置法第45条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備は、当該建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>	<p><u>1,900万円、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については2,100万円、同表の第3号の第1欄、同表の第4号の第1欄及び同表の第5号の第1欄に掲げる地区又は地域(措置法令第28条の14第5項に規定する区域を除く。)</u>において事業の用に供する設備については2,300万円)を超えるかどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>45 - 6</p> <p><u>措置法令第28条の14第4項、第11項、第14項、第16項、第18項及び第19項</u></p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(特別償却の対象となる工場用建物等の附属設備)</p> <p>45 - 8 <u>措置法第45条第1項の表の各号に掲げる建物の附属設備並びに措置法令第28条の14第11項、第14項及び第16項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前																									
<p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>45- 9 措置法第45条第1項の適用上、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>措置法令第28条の1第2項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が同項に規定する <u>2,500万円又は1,000万円若しくは2,300万円</u>を超えるかどうかの判定についても同様とする。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)</p> <p>45- 9 措置法第45条第1項の適用上、一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定する。</p> <p>措置法令第28条の1第2項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が <u>2,500万円</u> (措置法第45条第1項の表の第9号の第1欄、同表の第10号の第1欄及び同表の第1号の第1欄に掲げる地区又は地域において事業の用に供する設備については <u>1,000万円</u>、同表の第8号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については <u>1,900万円</u>、同表の第6号の第1欄及び同表の第7号の第1欄に掲げる地区において事業の用に供する設備については <u>2,100万円</u>、同表の第3号の第1欄、同表の第4号の第1欄及び同表の第5号の第1欄に掲げる地区又は地域 (措置法令第28条の1第5項に規定する区域を除く。)において事業の用に供する設備については <u>2,300万円</u>)を超えるかどうかの判定についても同様とする。</p> <p>(低開発地域等の地区)</p> <p>45- 12 措置法第45条第1項の表の第6号、第7号及び第8号に規定する産炭地域のうち特別償却の適用がある市町村名は、別表1、2及び3のとおりであるから留意する。</p> <p>別表1 措置法第45条第1項の表の第6号に該当する産炭地域</p> <table border="1" data-bbox="1189 1225 1995 1453"> <thead> <tr> <th>道 県 名</th> <th>市 又 は 郡 名</th> <th>町 村 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">北 海 道</td> <td>美 唄 市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩 見 沢 市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>釧 路 市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空 知 郡</td> <td>奈 井 江 町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>樺 戸 郡</td> <td>栗 沢 町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>月 形 町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道 県 名	市 又 は 郡 名	町 村 名	備 考	北 海 道	美 唄 市			岩 見 沢 市			釧 路 市			空 知 郡	奈 井 江 町			樺 戸 郡	栗 沢 町				月 形 町	
道 県 名	市 又 は 郡 名	町 村 名	備 考																							
北 海 道	美 唄 市																									
	岩 見 沢 市																									
	釧 路 市																									
	空 知 郡	奈 井 江 町																								
	樺 戸 郡	栗 沢 町																								
		月 形 町																								

改 正 後	改 正 前								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1191 290 1352 571"></td> <td data-bbox="1352 290 1563 571"> 勇白 郡 雨夕厚阿 郡 川 郡 </td> <td data-bbox="1563 290 1774 571"> 別糠 郡 田山 郡 岸寒 郡 路 郡 </td> <td data-bbox="1774 290 1998 571"> 町町町町町町町 昭 40. 3.3 該当 " " " " 昭 46. 3.3 該当 " " 平 3. 8. 該当 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 571 1352 1465"> 福 岡 県 福 岡 県 旧 田 直 山 中 飯 田 朝 嘉 鞍 </td> <td data-bbox="1352 571 1563 1465"> 福 岡 県 旧 田 直 山 中 飯 田 朝 嘉 鞍 </td> <td data-bbox="1563 571 1774 1465"> 志 賀 町 添 川 香 金 糸 赤 方 大 赤 宝 嘉 筑 穂 桂 稲 碓 庄 穎 鞍 宮 小 珠 山 穂 穂 波 川 築 井 内 田 手 田 竹 </td> <td data-bbox="1774 571 1998 1465"> 町 平 3. 8. 該当 </td> </tr> </table>		勇白 郡 雨夕厚阿 郡 川 郡	別糠 郡 田山 郡 岸寒 郡 路 郡	町町町町町町町 昭 40. 3.3 該当 " " " " 昭 46. 3.3 該当 " " 平 3. 8. 該当	福 岡 県 福 岡 県 旧 田 直 山 中 飯 田 朝 嘉 鞍	福 岡 県 旧 田 直 山 中 飯 田 朝 嘉 鞍	志 賀 町 添 川 香 金 糸 赤 方 大 赤 宝 嘉 筑 穂 桂 稲 碓 庄 穎 鞍 宮 小 珠 山 穂 穂 波 川 築 井 内 田 手 田 竹	町 平 3. 8. 該当
	勇白 郡 雨夕厚阿 郡 川 郡	別糠 郡 田山 郡 岸寒 郡 路 郡	町町町町町町町 昭 40. 3.3 該当 " " " " 昭 46. 3.3 該当 " " 平 3. 8. 該当						
福 岡 県 福 岡 県 旧 田 直 山 中 飯 田 朝 嘉 鞍	福 岡 県 旧 田 直 山 中 飯 田 朝 嘉 鞍	志 賀 町 添 川 香 金 糸 赤 方 大 赤 宝 嘉 筑 穂 桂 稲 碓 庄 穎 鞍 宮 小 珠 山 穂 穂 波 川 築 井 内 田 手 田 竹	町 平 3. 8. 該当						

改正後	改正前																																																																	
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>遠賀郡</td> <td>若芦水遠篠玄</td> <td>宮屋巻賀栗海</td> <td>町町町町町</td> <td>平 3. 8. 該当</td> </tr> <tr> <td></td> <td>粕屋郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平 3. 8. 該当</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>西彼杵郡</td> <td>崎伊大</td> <td>戸王島大瀬戸</td> <td>町町町</td> <td>昭 40. 3.3 該当 " " 平 3 . 8 . 1 該当</td> </tr> </table> <p>(注) 産炭地域として定められた日は、昭和 37 年 2 月 26 日である。</p> <p>別表 2 措置法第 45 条第 1 項の表の第 7 号に該当する産炭地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>市又は郡名</th> <th>町村名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県</td> <td>西彼杵郡</td> <td>外海町</td> <td>平 4. 4. 1 指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 備考欄に掲げる指定日前は措置法第 45 条第 1 項の表の第 6 号の産炭地域に該当することに留意する。</p> <p>別表 3 措置法第 45 条第 1 項の表の第 8 号に該当する産炭地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道県名</th> <th>市又は郡名</th> <th>町村名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">北海道</td> <td>赤平市</td> <td></td> <td>平 6. 3. 1 指定</td> </tr> <tr> <td>芦別市</td> <td></td> <td>平 4. 9.30 指定</td> </tr> <tr> <td>歌志内市</td> <td></td> <td>平 7. 3.22 指定</td> </tr> <tr> <td>三笠市</td> <td></td> <td>平元 .10. 9 指定</td> </tr> <tr> <td>夕張市</td> <td></td> <td>昭 62.10.23 指定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空知郡</td> <td>上砂川町</td> <td>昭 62. 7.23 指定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福岡県</td> <td>大牟田市</td> <td></td> <td>平 9. 4. 1 指定</td> </tr> <tr> <td>山門郡 三池郡</td> <td>大和町 高田町</td> <td>" "</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>西彼杵郡</td> <td>高島町</td> <td>昭 62. 4.23 指定</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td>荒尾市</td> <td></td> <td>平 9. 4. 1 指定</td> </tr> </tbody> </table>		遠賀郡	若芦水遠篠玄	宮屋巻賀栗海	町町町町町	平 3. 8. 該当		粕屋郡				平 3. 8. 該当	長崎県	西彼杵郡	崎伊大	戸王島大瀬戸	町町町	昭 40. 3.3 該当 " " 平 3 . 8 . 1 該当	県名	市又は郡名	町村名	備考	長崎県	西彼杵郡	外海町	平 4. 4. 1 指定	道県名	市又は郡名	町村名	備考	北海道	赤平市		平 6. 3. 1 指定	芦別市		平 4. 9.30 指定	歌志内市		平 7. 3.22 指定	三笠市		平元 .10. 9 指定	夕張市		昭 62.10.23 指定		空知郡	上砂川町	昭 62. 7.23 指定	福岡県	大牟田市		平 9. 4. 1 指定	山門郡 三池郡	大和町 高田町	" "	長崎県	西彼杵郡	高島町	昭 62. 4.23 指定	熊本県	荒尾市		平 9. 4. 1 指定
	遠賀郡	若芦水遠篠玄	宮屋巻賀栗海	町町町町町	平 3. 8. 該当																																																													
	粕屋郡				平 3. 8. 該当																																																													
長崎県	西彼杵郡	崎伊大	戸王島大瀬戸	町町町	昭 40. 3.3 該当 " " 平 3 . 8 . 1 該当																																																													
県名	市又は郡名	町村名	備考																																																															
長崎県	西彼杵郡	外海町	平 4. 4. 1 指定																																																															
道県名	市又は郡名	町村名	備考																																																															
北海道	赤平市		平 6. 3. 1 指定																																																															
	芦別市		平 4. 9.30 指定																																																															
	歌志内市		平 7. 3.22 指定																																																															
	三笠市		平元 .10. 9 指定																																																															
	夕張市		昭 62.10.23 指定																																																															
	空知郡	上砂川町	昭 62. 7.23 指定																																																															
福岡県	大牟田市		平 9. 4. 1 指定																																																															
	山門郡 三池郡	大和町 高田町	" "																																																															
長崎県	西彼杵郡	高島町	昭 62. 4.23 指定																																																															
熊本県	荒尾市		平 9. 4. 1 指定																																																															

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(注) これらの産炭地域(福岡県山門郡大和町及び三池郡高田町を除く。)</u> <u>は、備考欄に掲げる指定日(北海道赤平市、芦別市、歌志内市、福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市については、平成4年4月1日)前は措置法第45条第1項の表の第6号の産炭地域に該当することに留意する。</u></p> <p><u>また、北海道赤平市については平成4年4月1日から平成6年2月2日までの間、北海道芦別市については平成4年4月1日から平成4年9月29日までの間、北海道歌志内市については平成4年4月1日から平成7年3月21日まで間、福岡県大牟田市、山門郡大和町、三池郡高田町及び熊本県荒尾市については平成4年4月1日から平成9年3月31日までの間は同表の第7号の産炭地域に該当することに留意する。</u></p>